

改正 平成29年11月15日 原規技発第1711151号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306194号）及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原管P発第1306193号）の一部を次のように改正する。

平成29年11月15日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正について

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年11月15日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に既に新規制基準適合性に係る工事計画の認可を受けた実用発電用原子炉施設に対するこの規程による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の適用については、平成30年11月30日までは、なお従前の例による。ただし、当該施設の設置者は、当該工事計画に本改正の内容に係る記載を加えるため、平成30年11月30日までに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9の規定に基づく工事計画の認可又は変更の認可を受けるものとする。

○実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306194 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第 5 条（地震による損傷の防止）</p> <p>1 第 1 項の規定は、設置許可基準規則第 4 条第 1 項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、設計基準対象施設が、設置許可基準規則第 4 条第 2 項の地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。</p> <p>2 第 2 項の規定は、設置許可基準規則第 4 条第 3 項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、耐震重要施設が、設置許可基準規則第 4 条第 3 項の基準地震動による地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。</p> <p><u>3 動的機器に対する「施設の機能を維持していること」とは、基準地震動による応答に対して、当該機器に要求される機能を保持することをいう。</u> <u>具体的には、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行うこと、既往研究で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認することをいう。</u></p> <p><u>4・5</u>（略）</p>	<p>第 5 条（地震による損傷の防止）</p> <p>1 第 1 項の規定は、設置許可基準規則第 4 条第 1 項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、設計基準対象施設が、設置許可基準規則第 4 条第 2 項の地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。</p> <p>2 第 2 項の規定は、設置許可基準規則第 4 条第 3 項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、耐震重要施設が、設置許可基準規則第 4 条第 3 項の基準地震動による地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。</p> <p>（新設）</p> <p><u>3・4</u>（略）</p>

○研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原管P発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第5条（地震による損傷の防止）</p> <p>1 第1項の規定は、研開炉設置許可基準規則第4条第1項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、<u>設計基準対象施設</u>が、研開炉設置許可基準規則第4条第2項の地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。</p> <p>2 第2項の規定は、研開炉設置許可基準規則第4条第3項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、<u>耐震重要施設</u>が、研開炉設置許可基準規則第4条第3項の基準地震動による地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。</p> <p><u>3 動的機器に対する「施設の機能を維持していること」とは、基準地震動による応答に対して、当該機器に要求される機能を保持することをいう。具体的には、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行うこと、既往研究で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認することをいう。</u></p> <p><u>4</u> （略）</p>	<p>第5条（地震による損傷の防止）</p> <p>1 第1項の規定は、研開炉設置許可基準規則第4条第1項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、<u>設計基準発電用原子炉施設</u>が、研開炉設置許可基準規則第4条第2項の地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。</p> <p>2 第2項の規定は、研開炉設置許可基準規則第4条第3項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、<u>設計基準発電用原子炉施設</u>が、研開炉設置許可基準規則第4条第3項の基準地震動による地震力に対し、施設の機能を維持していること又は構造強度を確保していることをいう。</p> <p>（新設）</p> <p><u>3</u> （略）</p>